

概要版

2025年(令和7年)3月24日
第4回藤沢市子ども・子育て会議 資料2-3



藤沢市

子ども・若者

とも いく
共育計画

2025年度(令和7年度)～
2029年度(令和11年度)



藤沢市

2025年(令和7年)3月

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景及び趣旨

- 少子化や子どもを取り巻く状況が深刻であることを踏まえ、国では、2023年（令和5年）4月にこども政策の司令塔としてこども家庭庁が設置されるとともに、こども基本法が施行されました。
- こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。
- 本市では、こども基本法を受け、現行の「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市子ども^{ともい}く計画」を引継ぎ、子ども分野を一体的に網羅する計画として「藤沢市子ども・若者^{ともい}く計画」を策定します。

(2) 計画の期間

- 2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間

(3) 計画の対象

- 親の妊娠・出産期から子どもや若者の社会的自立に至るまでの、すべての子どもや若者、子育て家庭・子育て当事者及び関わる人材を対象とします。

用語解説

「子どものウェルビーイング」

国のこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すとしています。本市では、ウェルビーイングの状態を把握するための1つの指標として、子どもの生活満足度を調査しました。

本市アンケート調査によると、生活満足度が低い子どもの割合は、小学5年生の約5%、中学2年生の約12%となっています。また、小学生、中学生ともに、保護者の生活満足度が低いほど子どもの生活満足度も低い傾向がみられました。子どもだけでなく、保護者を含めたウェルビーイングを考える視点が必要です。

生活満足度が低い子どもの分析から、家庭での孤食や孤独感、生活習慣の乱れ、学習習慣の不足、学校生活での困難など、様々な側面で悩みや困りごとを抱えていることがうかがわれました。また、悩みがあってもうまく相談することができず、抱え込む傾向があります。身近な大人が子どもの様子から気付いて声を掛けることや、子どもが話しやすい環境づくりや、子ども自身が安心できる居場所だと感じられる場づくりが必要です。

2. 子ども・若者、子育て家庭の状況

(1)本市の少子化の状況と将来推計

本市においても少子化が進むと見込まれます

- 本市の18歳未満の子どもの人口は2024年（令和6年）に約6万8千人でしたが、2050年（令和32年）の将来推計では少子化が進行し約6万1千人になると見込まれています。

(2)子育て家庭の状況

フルタイムで働く母親が増え、共働き世帯が増加しています。

- 子育て世帯の大きな変化の一つとして、近年フルタイムで働く母親が増加し、共働き世帯の割合が増加しています。共働き世帯の増加により、保育所や放課後児童クラブの利用者が増加傾向にあります。

児童虐待の相談受付件数が増えています。

- 本市に関連する虐待相談の新規受付件数は、2023年度（令和5年度）は1,129件となり過去10年間で約1.8倍に増加しています。

(3)子どものライフステージ別の状況

子どもをみてくれる親族や友人がいない割合が増加しています。

- 本市調査によると、子どもをみてくれる親族や友人・知人が「いずれもいない」と回答した割合は、0歳児のいる世帯で17.7%、1～2歳児のいる世帯で19.2%、3～4歳児のいる世帯で20.2%となっています。身近な人に子育てを頼れる家庭の割合は減少しています。

放課後児童クラブの待機児童数は増加傾向にあります。

- 放課後児童クラブの利用者数は、過去5年間で20.6%増加し、2024年度（令和6年度）は4,364人となっています。待機児童数も増加傾向にあり、2024年度（令和6年度）は184人となっています。

不登校の児童生徒の数は増加傾向にあります。

- 本市の市立小学生のうち年間30日以上欠席した不登校児童の数は、2023年度（令和5年度）は401人で、過去10年間で約5.4倍に増加しています。市立中学生の不登校生徒数は、2023年度（令和5年度）は727人で、過去10年間で約2.4倍に増加しています。

生活満足度の低い子どもは、悩みごとなどの相談をすることに消極的な傾向があります。

- 本市アンケート調査によると、生活満足度が低い小学5年生は、身近な人を相談相手と答えた割合が低く、「だれにも相談したくない・できない」と約3割が答えています。

若年無業者の割合は約2%となっています。

- 本市の若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない人）の数は、2020年（令和2年）時点で1,452人（15～34歳労働力人口の約2.0%）でした。

3. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目指す姿

こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ

～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、

だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会～

計画の目指す姿を定めるにあたり、「こどもにやさしいまち」とは、どのような姿なのか、藤沢市の子どもたちにアンケートで意見を聴きました。「生活における安全・安心」、「自分の意思でやりたいことをやれる」、「遊びや体験の充実」、「自分の意見が尊重される」、「周りの人がとる態度（がやさしいこと）」などの意見が聞かれました。

この計画では、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の子ども・若者の健やかな成長や「^{ともい}藤沢市子ども共育計画」の「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会」が大切にす
る考え方を引き継ぎ、「こどもの笑顔がつながるまち」を目指す姿としました。

すべての子ども・若者が笑顔でいられるよう、一人ひとりの可能性を育み、子ども・若者や地域の人々と共に、あたたかくやさしい地域社会を作ることを目指していきます。

(2) 計画の基本的な視点

計画の目指す姿の実現のために、計画に取り組むにあたり共通する基本的な視点を掲げます。

- 視点1 子ども・若者の一人ひとりの人格や個性を大切にして、今とこれからのウェルビーイングと、その最善の利益を実現できるよう支援する。
- 視点2 子ども・若者の意見表明と社会参画を支援し、こども施策への反映に向けて対話しながら共に取り組む。
- 視点3 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、包括的に支援する。
- 視点4 困難な状況にある子ども・若者をだれひとり取り残さず、貧困と格差の解消に向けてきめ細かく支援する。
- 視点5 若い世代の結婚や子育ての希望の実現に向けて、生活の基盤の安定や、共働き・共育てを推進する。
- 視点6 地域社会全体で連携して、^{ともい}共育の取組を推進する。

(3)計画の体系

計画の目指す姿を実現するため、8つの基本目標を定め、計画を推進します。



4. 施策の展開

基本目標1 子ども・若者のライフステージを通じた施策の推進

柱1 一人ひとりの子ども・若者が主役 こどもまんなか社会づくりに向けた取組の推進

目指す方向性

「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子どもの権利に関する啓発活動を行います。地域住民や民間事業者、行政が連携し、人権意識の醸成を図ります。児童生徒に対する人権教育を推進し、すべての子どもが自己肯定感を持つことができるように取組を進めていきます。

主な取組

- 児童の権利に関する周知・啓発事業
- 人権教育の推進
- 日本語を母語としない児童生徒の支援事業
- 相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組
- 国際理解教育事業
- 人権啓発事業

柱2 多様な体験活動の推進

目指す方向性

多様な主体と連携しながら、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など、多様な体験活動を推進します。子どもに様々な分野の知識、芸術に触れる機会をつくることで、豊かな感受性を育むことを目指します。

主な取組

- 市民センターでの子どもの居場所・体験事業の充実
- アウトリーチ事業（学校訪問事業）
- 音楽・演劇鑑賞事業
- インクルーシブスポーツ事業の推進
- 地域でのおはなし会の開催
- 青少年団体・育成団体への活動・支援事業

取組紹介： 児童の権利に関する周知・啓発事業（基本目標1 柱1）

子ども・若者の意見聴取や児童の権利に関して、ワークショップやシンポジウムを通して、地域住民・団体・民間企業等、地域全体の理解が深まるように周知・啓発を進め、児童の権利に関する条約や子ども・若者の意見聴取の趣旨が地域全体に定着し、生活の中で自然と子ども・若者の意見が聴取・反映される地域社会を目指して、取組を進めます。

また、地域住民・団体・民間企業など多様な主体が、子ども・若者たちのためのアクションを実施、発信していくにあたり、こどもまんなか応援サポーターの取組について、ホームページやチラシ、広報等により周知を図り、子ども・若者たちのために何がもっともよいことかを常に考え、子ども・若者たちが健やかで幸せに成長できる社会の実現に向けて、自らもアクションに取り組んでいく地域住民、団体・民間企業が増えるよう働きかけていきます。



柱3 生活習慣の定着に関する取組と基盤となる家庭教育の推進

目指す方向性

子どもの成長を支えるために、子どもの発育・発達に応じた基本的な生活習慣の定着や食育に関する取組を推進します。保護者が家庭教育の重要性を理解し実践できるよう、身近な地域における乳幼児家庭教育学級やPTA活動等の支援をはじめとした取組を通じて、健やかな子どもの育ちを支えます。

主な取組

- 子どもの発育・発達に応じた生活習慣の確立に向けた取組
- 乳幼児（保育所）の食育の推進
- 小・中学生の食に関する指導
- 乳幼児を持つ子育て家庭の交流
- 市民センターにおける子育て・家庭教育支援
- PTA等育成事業

柱4 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

目指す方向性

すべての子どもたちがライフステージにかかわらず、適切な医療サービスを安心して受けることができるよう、子どもの医療提供体制を推進するとともに、医療費に係る経済的負担を軽減します。男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアに関する取組を実施します。

主な取組

- プレコンセプションケアの推進（予期せぬ妊娠等に関する相談支援を含む）
- 慢性疾患や障がい等により、長期療養や在宅医療が必要な児童及び保護者への支援
- 安全な妊娠・出産、育児への切れ目のない支援（利用者支援の充実）
- 小児医療費助成事業

柱5 子育てしやすい生活環境等の整備

目指す方向性

子育てしやすい社会の形成のために、子育て支援情報を1冊にまとめた「ふじさわ子育てガイド」による情報発信を続けます。こども政策DXを推進し、ワンストップで様々な手続きができるようにする子育てプラットフォームの構築に向けた取組を進めていきます。

主な取組

- 安全な遊び場をめざした地域との連携
- ユニバーサルデザインによる公共施設の整備
- 子育てに関する情報提供の充実
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減（子育てプラットフォーム等）の取組の推進

柱6 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組

目指す方向性

関係機関と連携し、街頭指導やパトロール活動、喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発に努め、青少年の非行防止に取り組めます。子ども・若者の生命を守る取組や、犯罪被害や災害、交通事故等からの安全の確保、更生保護、性被害防止に関する取組も進めます。

主な取組

- 非行防止推進活動
- 学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施
- 交通安全啓発の推進
- 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 青少年施設における性被害防止の取組（児童クラブ・児童館ガイドライン改定の周知）
- 情報リテラシー教育に関する取組



基本目標2 だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進

柱1 切れ目ない相談支援の充実と地域づくり

目指す方向性

包括的相談支援事業の推進や、民生委員・児童委員、地域団体等との連携を進め、切れ目ない相談機能を充実します。こども家庭センターを中心に、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応や、個々の家庭に応じた支援など、必要な支援を提供できる体制整備を進めます。

主な取組

- こども家庭センターの体制整備
- 福祉総合相談支援の充実
- 地域福祉における手続・相談体制の充実
- 生活困窮者自立支援の充実
- 地域での相談・連携の取組（民生委員・児童委員、主任児童委員との連携）
- 障がい者相談支援事業

柱2 取り残さない学びの支援

目指す方向性

すべての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず希望する教育を受けられるよう、教育費負担の軽減を図るとともに、子どもの学習・生活支援等に取り組みます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、子どもや家庭を適切な関係機関や必要な支援につなげていきます。

主な取組

- 子どもの生活支援事業
- 藤沢市教育応援基金事業
- 要保護準要保護児童生徒援助事業
- 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）
- 奨学金給付事業
- 学校における相談の充実

柱3 子どもを支え暮らしを支える支援の充実

目指す方向性

子どもや家庭が孤立せず安心して生活できるよう、生活困窮など様々な困難を抱える世帯に対して、暮らしの安定を目指した総合的な支援を行います。こども未来基金を活用し、地域住民やボランティアと連携し、食支援に関する側面的な支援を推進します。

主な取組

- 食支援のための取組
- 生活困窮者自立支援事業（住宅確保給付金、家計改善支援事業）
- 生活保護制度による支援
- 市営住宅の環境整備
- 住宅確保要配慮者への支援

柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

目指す方向性

障がい児や医療的ケア児、その家族を支えるため、特別な支援が必要な子どもの早期発見と適切な支援が提供できるよう、関係機関との連携を強化します。保育・教育・生活の各分野で支援を行い、子どもたちの成長や発達、将来の自立、社会参加を支えるインクルーシブな地域社会の形成を目指します。

主な取組

- 子ども発達相談の充実
- 障がい児支援サービス
- 特別支援保育事業
- 「育てにくさ」を感じている親への支援
- 特別支援教育の推進
- 医療的ケア児に対する相談支援

柱5 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進

目指す方向性

こども家庭センターを中心に、妊産婦や子育て世帯、子どもへの相談支援を一体的に行います。児童相談所やコミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等と連携し、相談支援体制を強化しながら、児童虐待の防止やヤングケアラーの支援等に取り組みます。

主な取組

- 母子保健からの児童虐待予防及び早期対応
- ヤングケアラーへの支援
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
- 要保護児童対策地域協議会の運営
- 親子関係形成支援事業

基本目標3 子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実

柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実

目指す方向性

妊産婦の孤立化の防止や、妊婦と夫・パートナーの様々な負担を軽減するため、母子保健サービスの充実、周産期医療機関との連携を通じて、切れ目のない保健・医療体制を充実させます。母子保健コーディネーターによる継続的支援や訪問指導を行い、産前・産後の心身の健康、育児や子どもの発育・発達に関する様々な不安や課題を早期発見します。

主な取組

- 安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援（利用者支援の充実）
- 訪問による相談事業
- 乳幼児健診等の充実
- 産前・産後の支援
- 周産期医療体制の整備

柱2 子育て支援サービスの充実

目指す方向性

子育て支援センターやつどいの広場事業等、地域の身近な場で、親同士の交流や子どもの自由な遊びの場、子育てに関する情報提供や相談の場を提供します。一時預かり事業等の子育て支援事業を充実させ、多様なライフスタイルに対応した子育て支援体制を強化します。

主な取組

- 子育て支援センター事業の充実
- つどいの広場事業の充実
- 子育てに関する情報提供の充実
- ファミリー・サポート・センター事業
- 保育コンシェルジュによる相談支援の充実
- 一時預かり事業の推進

柱3 乳幼児期の保育・教育の充実

目指す方向性

保育ニーズに応じた保育施設の受皿確保や保育士確保とともに、病児・病後児保育など多様なニーズに対応したサービスの提供体制の充実を目指します。子どもの健やかな成長を支えるため、幼児教育・保育と小学校等との円滑な接続を図ります。

主な取組

- 保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大
- 病児・病後児保育事業の推進
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施
- 教育連携の推進
- 医療的ケア児保育事業

基本目標4 学童期・思春期の支援の充実

柱1 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働

目指す方向性

小・中学校の放課後や長期休業中における更なる学習支援により、家庭環境等に左右されることのない児童生徒への学習機会と学力の保障に取り組みます。コミュニティ・スクールの取組を進め、地域と共にある学校づくりを推進するとともに、部活動の地域展開に向けた取組を進めます。

主な取組

- 学習支援事業
- 学校ICT環境の更なる活用促進
- 部活動関係事業
- 学校・家庭・地域連携推進事業
- 生徒指導提要に基づく、子どもの支援・指導の推進

柱2 多様なニーズへの対応や社会的自立に向けた教育の推進

目指す方向性

「ともに学び ともに育つ」学校教育を目指し、困りごとを抱えた児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を推進します。子どもたちが社会で自立し、主体的に生きていくための力を育めるようキャリア教育等の多様な教育を推進します。

主な取組

- 学校教育相談センターにおける相談体制の充実
- 学校生活を支えるための校内支援体制の推進
- 不登校児童生徒対策支援事業
- 教育課程推進事業

柱3 学童期・思春期における心身の健康の充実

目指す方向性

子ども・若者が心身の健康を保ちながら成長できるように、思春期の保健教育など、妊娠・出産・育児や性に関する正しい知識を学ぶ機会の充実を図ります。子どもを取り巻くいじめや体罰等の課題に対して、未然防止に向けた取組を推進します。

主な取組

- 学校保健の推進
- 学習指導要領に基づく性に関する指導
- 多様な性に対する理解の促進
- いじめ暴力防止対策事業
- いじめ防止啓発関連事業
- 体罰・不適切指導の防止に関する取組

柱4 子ども・若者の居場所の充実

目指す方向性

子ども・若者にとって安全に安心して過ごせる居場所の充実のため「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」を改定し、放課後児童クラブや放課後子ども教室をはじめ、新たな居場所づくりの施策を推進します。子ども・若者の声を聴きながら、地域社会の関係団体やNPO等と連携し、居場所づくりやその運営に関する支援を検討します。

主な取組

- 居場所づくりに関する計画の策定及び推進
- 少年の森に関する取組
- 放課後児童健全育成事業
- 放課後子ども教室推進事業
- 地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実
- 子どもの居場所づくりに向けた取組
- 地域の縁側等地域づくり活動の推進

基本目標5 青年期の支援の充実

柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実

目指す方向性

学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちが、それぞれの夢に向かっていけるよう支援を進めます。多様で複雑な困難を抱える子ども・若者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな個別支援と就労に向けた取組の充実を図ります。官民を問わず、様々な関係機関と密接な連携を取り、相談や支援につなげていきます。

主な取組

- 子ども・若者自立支援事業
- ユースサポート・ユースワークふじさわ
- 生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)
- 高等学校就学及び就学継続のための相談と支援(子ども支援員)
- 就労支援体制の充実
- インターンシップの受入れ

柱2 ライフデザインを考える機運の醸成

目指す方向性

子ども・若者が自らライフデザインを描くことができるよう、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出します。子ども・若者がパートナーと家族になることや親になる選択肢について、自分自身で考え、希望を持って生活するための意識啓発の取組を検討します。

主な取組

- 乳幼児触れ合い体験
- 技能振興関係事業
- 農業・漁業の体験
- 若者世代向けのライフデザインを考えるための取組

基本目標6 子育て当事者への支援の充実

柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

目指す方向性

子育て家庭が抱える経済的負担への不安は大きいことから、幼児教育・保育の無償化における保育料の負担軽減、児童手当の支給や小児医療費助成などの取組を進めるとともに、各種の医療費等への助成や手当の給付などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

主な取組

- 幼児教育・保育の無償化における保育料の負担軽減
- 小児医療費助成事業
- 児童手当の支給
- 特別児童扶養手当の支給
- 不妊症・不育症治療費の助成

柱2 共働き・共育ての推進

目指す方向性

性別に関わりなく誰もが仕事と両立しながら安心して子育てできるよう、国や神奈川県などと連携し、働きやすい環境づくりに向けた啓発など、共働き・共育ての推進に取り組みます。

主な取組

- ジェンダー平等意識の醸成に向けた周知・啓発
- 働きやすい環境づくりに向けた啓発
- 雇用環境の整備

柱3 ひとり親家庭への支援

目指す方向性

生活の安定を図るため児童扶養手当の支給や医療費助成のほか、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや困りごとに対し、当事者に寄り添った相談・支援を行います。ひとり親家庭の経済的な自立を後押しするため、就労に結び付く資格取得支援や就労支援、養育費に関する取組を進めます。

主な取組

- ひとり親家庭への子育て・生活支援
- ひとり親家庭への経済的支援（児童扶養手当、養育者支援金、神奈川県母子父子寡婦福祉資金貸付金）
- ひとり親家庭への経済的支援（医療費助成）
- ひとり親家庭への就労支援
- 養育費に関する取組

基本目標7 子ども・若者の意見表明・意見反映

柱1 こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進

目指す方向性

子ども・若者の意見を施策に反映するため、意見聴取やフィードバックの仕組みづくりを進めます。こども未来基金を活用した事業の実施を検討するほか、民間の活動や、子ども・若者団体と連携し、子ども・若者の意見表明・意見反映に関する取組を進めます。

主な取組

- 子どもの意見を聴取するための仕組みづくり
- 子ども・若者団体とのネットワークの構築
- こども未来基金等を活用した子ども・若者による事業実施手法の検討

用語解説

「子どもの意見表明」

こども基本法では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」がこども施策の基本理念として掲げられました。

こども施策を策定、実施、評価するにあたって、施策の対象となる子ども等が安心して意見を言うことができる場や機会をつくり、その意見がどう反映されたか等をフィードバックし、社会全体に広く発信する仕組みづくりが求められています。

本市では、子どもや若者の意見表明を考えるワークショップの開催や、藤沢市子ども・子育て会議に若者枠の市民委員を選任するなど、子ども・若者の意見が反映できるような仕組みづくりを進めており、今後も継続して子どもの意見表明ができる機会の創出に取り組めます。

基本目標8 地域全体で共に支える基盤をつくる

柱1 子ども・若者や子育てなどを支援する担い手の確保・育成・支援

目指す方向性

子ども・若者を地域全体で支えるため、民生委員・児童委員や青少年指導員、地域のNPO等の民間団体やボランティアなど、多様な担い手の確保・育成や、専門性の向上に取り組みます。地域住民や子育て関係者、行政等が相互に連携・協力する地域づくりを推進します。

主な取組

- 地域での相談・連携の取組（民生委員・児童委員、主任児童委員との連携）
- 更生保護活動の推進
- 青少年指導員育成事業
- 子育てボランティアの養成
- 福祉相談員の取組の支援

柱2 地域活動の支援とネットワークづくり

目指す方向性

子育て支援等の担い手が地域活動を継続・発展できるように、活動団体へ資金や活動場所等を支援します。教育・保育、福祉、保健や医療等の関係機関や地域の活動団体とのネットワークの充実に取り組みます。市長部局と教育委員会との連携や要保護児童対策地域協議会を活用した連携の強化を目指します。

主な取組

- 市民活動推進センターの取組
- 地域における多様な主体による活動の支援
- ふじさわボランティアセンターの取組
- チームFUJISAWA2020の取組
- ミライカナエル活動サポート事業
- 地域の自主的活動へのサポート・ネットワークづくり
- こども家庭センターの体制整備

取組紹介：子どもの意見を聴取するための仕組みづくり（基本目標7 柱1）

本市では、計画の策定に向けて、インターンシップの大学生と市民を交えて、こどもまんなか社会について考えるワークショップの開催や、「子どもの居場所」、「こどもにやさしいまち」といったテーマで子ども・若者にアンケートを実施し、子ども・若者の意見聴取の取組について進めてきました。

子ども・若者の意見聴取・反映を行うための仕組みづくりとして、意見聴取の対象者の年齢に合わせた事前説明資料の作成や、子ども・若者が意見を表明しやすい環境の整備、受け取った意見を検討する場の明確化のために協議会等の設置に向けた取組を進め、より多くの子ども・若者の意見を聴取し、こども施策や事業に反映できるように努めます。



5. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の令和11年度に向けた主な目標を紹介します。

(1) 幼児期の教育・保育施設の利用定員確保目標

区分	利用できる主な施設	学齢	令和11年度(2029年度)	
			ニーズ量	定員目標
保育施設	認定こども園（保育利用）、認可保育所、地域型保育事業	0歳児	574	845
		1歳児	1,497	1,545
		2歳児	1,635	1,790
	認定こども園（保育利用）、認可保育所	3～5歳児	4,912	5,255
教育施設	認定こども園（教育利用）、幼稚園	3～5歳児	3,557	6,711

(2) 主な地域子ども・子育て支援事業の事業量目標

本市における事業名	事業の概要	令和11年度(2029年度)	
		ニーズ量	事業量目標
利用者支援事業	保育コンシェルジュやこども家庭センターによる相談・情報提供する事業	5か所	5か所
放課後児童クラブ	保護者の就労等の理由により、児童に放課後等の居場所・生活の場を提供する事業	4,863人	4,881人
ショートステイ事業	事情があり、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に短期間、子どもを預かる事業	528人日	1,606人日
子育て支援センター事業・つどいの広場事業	地域の身近な場所での乳幼児や保護者の相互交流、子育て相談、情報提供などを行う事業	97,877人日	38か所
幼稚園が実施する預かり保育事業	幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間を延長して幼児の預かりを行う事業	169,260人日	169,260人日
幼稚園以外が実施する一時預かり事業	認可保育所、ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイで実施する一時預かり	34,016人日	55,938人日
病児・病後児保育事業	乳幼児が病気等で集団保育が困難な場合に、保育施設や医療機関で一時的に預かる事業	3,960人日	7,017人日
妊婦健康診査	妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業	34,000人回	産科医療機関にて実施
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整えるために家事・子育て等の支援を実施	500人	500人
親子関係形成支援事業	児童との関わり方等に悩む保護者に対し、状況に応じた情報提供、相談、助言を実施	20人日	25人日
妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出時や妊娠中の面談、ハローベビィ訪問等、妊娠期からの切れ目のない相談を実施	5,616回	5,616回
こども誰でも通園制度	保護者の就労要件を問わずに、月一定時間まで時間単位で保育施設を利用できる制度	33,150人日	33,528人日
産後ケア事業	産後1年未満の産婦とその子どもを対象に、心身のケアや授乳相談などを行う事業	2,945人日	3,095人日

6. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

- 本市では、子育ての当事者や支援者、学識経験者、労働者の代表、保育・教育関係者など様々な立場の人で構成される「藤沢市子ども・子育て会議」を設けています。この会議は、子ども・子育て支援法に基づく協議の場です。
- また、「こども基本法」に規定する、市町村こども計画に関する必要な体制整備を行う場合も、「藤沢市子ども・子育て会議」と連携していきます。
- 本計画の施策を総合的かつ計画的に進めるために必要な事項や、施策の実施状況について審議を行っていきます。

(2) 計画の実施状況の点検・評価

- 計画の実施状況の点検・評価は「藤沢市子ども・子育て会議」に毎年報告をします。毎年の点検・評価では、計画と実際の進捗状況を確認し、かい離がある場合には問題点や課題を検討します。また、計画中間年である令和9年（2027年）に、必要に応じて計画を見直します。
- 令和6年（2024年）から、「藤沢市子ども・子育て会議」の市民委員に若者枠を設けています。子どもや若者の意見を取り入れながら、施策の点検・評価を行っていきます。

(3) 計画の指標

- 計画を推進するにあたり、計画の総合的な指標を次のとおり設定し取り組みます。

指標名	指標の概要	方向性	直近値（※1）		
			小学5年生	中学2年生	若者
生活満足度（低位）	「最近の生活に、どのくらい満足していますか」に「0（まったく満足していない）」から「4」までの回答をした者の割合	➡	5.2%	11.6%	18.0%
自己肯定感（1）	「自分のことが好きだ」に「とても思う」「思う」と回答した割合	➡	64.7%	56.0%	65.0%
自己肯定感（2）	「自分は価値のある人間だと思う」に「とても思う」「思う」と回答した割合	➡	64.7%	58.2%	57.3%
将来への期待感	「将来が楽しみだ」に「とても思う」「思う」と回答した割合	➡	71.8%	55.6%	57.4%
子育て等に あたたかい 社会の広がり	「結婚、妊娠、子ども・子育てにあたたかい社会の実現に向かっている」と思う若者の割合	➡	—	—	47.4%

※1 小学5年生及び中学2年生については、2023年度（令和5年度）に実施したアンケート調査による数値を直近値とし、若者については、2024年度（令和6年度）の「若者世代意識調査」による数値を直近値とします。



藤沢市子ども・若者^{とも}共育^{いく}計画 概要版

発行

藤沢市子ども青少年部 子育て企画課

※2025年(令和7年)4月から、課名が子ども総務課となります。

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

連絡先

TEL 0466(50)3562 FAX 0466(50)8428

Eメール fj-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

2025年(令和7年)3月